　　　出水市木造住宅新築等建築工事促進事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、地域経済の活性化及び産業の振興並びに市内で生産される木材の消費拡大を図るため、市内建築業者を利用して住宅の新築（木造住宅に限る。）又は増改築の工事を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、出水市補助金等交付規則（平成１８年出水市規則第４８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

　（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　市内建築業者　本市に居住する個人事業主又は本市に本社若しくは本店を置く法人若しくは本市に過去において本社若しくは本店を置き、かつ、現在において鹿児島県内に主たる営業所を置き、及び本市に営業所を置く法人であって、建築業を営むものをいう。

　⑵　市内事業者　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人事業主又は本市に事務所、店舗等を有する法人であって、資材等を販売するものをいう。

　⑶　所有　本人名義で建物について所有権の保存の登記がされていること、又は本市の固定資産課税台帳に所有者として登録されることをいう。

　⑷　住宅　生活するために必要な機能（浴室、トイレ、台所等）を全て有する家屋であって、賃貸又は分譲を目的として建築したものを除く。

　（補助対象者等）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）等は、別表に定めるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、公共工事に伴う移転補償金、市の他の補助金等の対象となる工事及び火災又は暴風、豪雨、地震その他の自然災害（以下この項において「火災等」という。）に起因する改修工事を行う住宅は、補助の対象とならない。ただし、市の他の補助金等に係る工事又は火災等に起因する改修工事と木造住宅新築等建築工事促進事業補助金に係る工事を同時に行う場合において、それぞれの工事に係る費用を明確に区分できるときはこの限りでない。

３　補助金の交付回数は、同一住宅又は同一補助対象者につき１回とする。

４　前項の規定にかかわらず、第５条の規定による補助金の交付の決定及び確定の通知を受けた日の属する年度の初日から起算して５年を経過したときは、新たに補助金の交付を申請することができる。

　（補助金の交付の申請）

第４条　規則第３条の補助金等交付申請書（以下この条及び次条において「交付申請書」という。）は、第１号様式によるものとし、同条の規定により当該交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

　⑴　新築工事

　　ア　所有権を証する書類（登記済証の写し等）

　　イ　工事設計図の写し

　　ウ　工事費用内訳書及び領収書の写し

　　エ　市内事業者から資材を購入したことを証する書類

　　オ　建設地写真（施工前及び施工後）

　　カ　納税証明書（補助対象者及び市内建築業者に係るもの）

　　キ　その他市長が必要と認める書類

　⑵　増改築工事

　　ア　所有権を証する書類（登記済証の写し等）

　　イ　工事設計図の写し

　　ウ　工事費用内訳書及び領収書の写し

　　エ　市内事業者から資材を購入したことを証する書類

　　オ　建設地写真（施工前及び施工後）

　　カ　納税証明書（補助対象者及び市内建築業者に係るもの）

　　キ　その他市長が必要と認める書類

２　補助金の交付を受けようとする者は、対象となる工事の完了の日から６か月以内に前項の交付申請書を提出しなければならない。

　（補助金の交付の決定及び額の確定の通知）

第５条　市長は、前条第１項の交付申請書を受理した場合は、規則第４条及び第１４条の規定により、補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、木造住宅新築等建築工事促進事業補助金交付決定及び交付確定通知書（第２号様式）により当該申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

　（補助金の交付）

第６条　規則第１６条第１項の補助金等交付請求書は、第３号様式によるものとする。

　（補助金の交付の決定及び確定の取消し）

第７条　市長は、補助事業者が別表に定める対象者の要件を満たさなくなったと判断したときは、規則第１７条の規定により補助金の交付の決定及び確定の一部又は全部を取り消すことがある。

　（補助金の返還）

第８条　市長は、前条の規定により取消しをしたときは、規則第１８条第１項及び第２項の規定により、補助事業者に既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

２　補助金の返還を求められた補助事業者は、規則第１９条の規定により補助金の返還をしなければならない。

３　市長は、規則第１８条第３項及び第１９条第５項の規定により、補助事業者にやむを得ない理由があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、補助金の返還の命令の一部又は全部を取り消すことがある。

　（報告及び調査）

第９条　市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員にその住宅及び土地に立ち入らせ、関係書類等を調査させることができる。

２　前項の規定により立入調査を行う職員は、身分証明書（第４号様式）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

　（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

　（この告示の失効）

２　この告示は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第５条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

　　　附　則

　この告示は、平成２６年８月１日から施行する。

　　　附　則

　この告示は、平成２７年１０月１日から施行する。

　　　附　則

　この告示は、平成２８年４月１日から施行し、同日以後に交付の申請を行う補助金について適用する。

　　　附　則

　この告示は、平成２８年１０月３日から施行する。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

　（適用区分）

２　改正後の第４条第３項の規定にかかわらず、平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までに完了した工事に係る交付申請の期限は、平成３０年９月３０日までとする。

　　　附　則

　この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第３条、第７条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新築工事 | 増改築工事 |
| 補助対象者 | １　対象住宅の所有者であって本市が備える住民基本台帳に記載されているもの（増改築工事において、当該所有者がやむを得ない事由につき、申請をすることができないと市長が認めるときは、当該所有者の配偶者又は二親等内の直系の血族。）  ２　市税等の滞納がない者 | |
| 対象住宅 | 木造住宅であって、補助対象者が所有し、かつ、自ら居住の用に供するため建築したもの（店舗、事務所、賃貸住宅等との併用住宅にあっては、自ら居住の用に供する床面積が延べ面積の２分の１以上あるものに限る。） | 建築後１年以上経過した住宅（増築工事の場合にあっては増築部分が木造の場合に限る。）であって、補助対象者が所有し、かつ、自ら又は配偶者若しくは三親等内の親族の居住の用に供するため所有するもの（店舗、事務所、賃貸住宅等との併用住宅にあっては、自ら居住の用に供する部分に限る。） |
| 対象工事 | １　補助対象者が市内建築業者を利用して行ったもの（市内建築業者が第三者に一括して請け負わせたものを除く。）  ２　建築工事費が３００万円以上であること。  ３　建築工事に係る資材等が市内事業者から購入したものであること。 | １　補助対象者が市内建築業者を利用して行ったもの（市内建築業者が第三者に一括して請け負わせたものを除く。）  ２　建築工事費が２０万円以上であること。  ３　建築工事に係る資材等が市内事業者から購入したものであること。  ４　対象住宅を建築した業者の補償の適用を受けるものでないこと。 |
| 対象経費 | 対象工事に係る経費。ただし、次に掲げる経費は除く。  　⑴　住宅及び住宅以外の部分の工事を併せて行う場合における当該住宅以外の部分の工事に係る経費  　⑵　床、壁及び天井のいずれにも固定されない物品（エアコンディショナー等の通常生活の用に供する電気機械器具を含む。）等の購入又は設置に係る経費 | |
| 補助金の額 | ３０万円 | 対象経費の１００分の１５に相当する額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、１５万円を上限とする。 |